

社会労働委員会會議録第十号

昭和三十八年二月十九日(火曜日)
午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 秋田 大助君
理事小沢 辰男君 理事齋藤 邦吉君
理事渡谷 直藏君 理事藤本 捨助君
理事大原 享君 理事河野 正君
理事小林 進君

井村 重雄君 佐伯 宗義君
田中 正巳君 中野 四郎君
橋橋 渡君 早川 崇君
松山千恵子君 森田重次郎君
山村新治郎君 米田 吉盛君
淺沼 享子君 五島 虎雄君
島本 虎三君 田邊 誠君
滝井 義高君 長谷川 保君
八木 一男君 本島百合子君

出席國務大臣
労働國務大臣 大橋 武夫君
出席政府委員
労働政務次官 田村 元君
労働基準監督官 大島 靖君
(労働基準局長)
労働事務官 三治 重信君
(職業安定局長)

委員外の出席者
外務事務官 太田 正巳君
(国際連合同局長)
管理課長
労働事務官 大宮 五郎君
(大臣官房労働統計調査部長)

専門員 川井 章知君

二月十四日

国民健康保険法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十一名提出、衆法第九号)

国民健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

同月十五日
最低賃金法の一部を改正する法律案(村尾重雄君提出、参法第八号)(予)
電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案(村尾重雄君提出、参法第九号)(予)

同月十八日
麻薬取締法等の一部を一部改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

同日
戦傷病者のための単独法制定に関する請願(相川勝六君紹介)(第九八四号)
同(内田常雄君紹介)(第九八五号)
同(瀬戸山三男君紹介)(第九八六号)
同(小坂善太郎君紹介)(第一一一二号)

同(中島茂喜君紹介)(第一一二二号)
同(草野一郎平君紹介)(第一一六二号)
同(川野芳満君紹介)(第一二三四一号)
国立療養所大島青松園の施設改善に関する請願(福家俊一君紹介)(第九八七号)

療術の制度化に関する請願(稻富稜人君紹介)(第九八八号)
同(大倉三郎君紹介)(第九八九号)
同(富田健治君紹介)(第九九〇号)
同(八木徹雄君紹介)(第九九一号)
同(瀬戸山三男君紹介)(第九九二号)
同(緒方孝男君紹介)(第一〇三七号)
同(阪上安太郎君紹介)(第一〇三八号)

同(田原春次君紹介)(第一〇三九号)
同(檜崎弥之助君紹介)(第一〇四〇号)

同(八木徹雄君紹介)(第一〇四二号)
同(島本虎三君紹介)(第一一二三三号)
同(受田新吉君紹介)(第一一二三二号)
同(寺島隆太郎君紹介)(第一一六三三号)

同(外一件河本敏夫君紹介)(第一二四二号)
同(多賀谷貞徳君紹介)(第一二四三三号)
同(肥田次郎君紹介)(第一二四四号)
同(岡本茂吉君紹介)(第一二七二二号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一〇四一号)
原爆被害者救援に関する請願(大上可君紹介)(第一一一〇号)
人命尊重に関する請願外十二件(賀屋與宣君紹介)(第一一五九号)

同(天野公義君紹介)(第一二四二一四号)
戦争犯罪関係者の補償に関する請願(川野芳満君紹介)(第一二七三三三号)
じん肺法及び労働者災害補償保険法の一部改正に関する請願(島本虎三君紹介)(第一三四二二二号)

は本委員会に付託された。
本日の會議に付した案件
雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)
労働関係の基本施策に関する件

○秋田委員長 これより會議を開きます

内閣提出の雇用促進事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

雇用促進事業団法の一部を改正する法律案
雇用促進事業団法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。
(金属鉱業等離職者に関する業務の特例)
第三十五条 事業団は、第十九条に規定する業務のほか、当該業務の遂行のみによつては金属鉱業等離職者(離職した金属鉱業等労働者(銅、鉛、鋅その他の政令で定める鉱物の掘採及びこれに従事する労働者をいう)であつて政令で定めるものをいう。以下同じ)の再就職の促進に関する措置がなお十分であると認められる現状に対処するため、次の業務を行なう。

一 公共職業安定所の紹介により金属鉱業等離職者を雇い入れる事業主に對して雇用奨励金を支給すること。
二 公共職業安定所の紹介に金属鉱業等離職者を雇い入れる事業主又はその団體に對して労働者住宅確保奨励金を支給すること。
三 前各号の業務に附帶する業務を行なうこと。

2 政府は、予算の範囲内において、事業団に對し、前項に規定する業務に要する費用に相當する金額を交付することが出来る。
3 第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。
4 第一項に規定する業務は、第四十條第三号の規定の適用については、第十九條に規定する業務とみなす。
5 第二十条及び第三十七條第一項(第二十二條第一項及び第二十二條第一項に係る部分に限る)の規定は、第一項に規定する業務について準用する。
第三十六條 前條の規定は、雇用促進事業団法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第 号)の施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。ただし、当該期間が経過する前に開始された同條第一項に規定する業務については、当該業務が終了するまでの間は、なおその効力を有するものとする。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
(印紙税法の一部改正)
2 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五條第六号ノ十一ノ五を次のように改める。
六ノ十一ノ五雇用促進事業団ノ發スル証書、帳簿
(経過措置)

第一類第七号 社会労働委員会會議録第十号 昭和三十八年二月十九日

3 この法律の施行前に納めた、又は納めるべきであった印紙税については、なお従前の例による。
4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

金属鉱業等離職者の再就職を促進するため、雇用促進事業団の業務として雇用奨励金等の支給を行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○秋田委員長 提案理由の説明を聴取いたします。大橋労働大臣。

○大橋国務大臣 たいま議題となりました雇用促進事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

各国における貿易自由化の大勢に即応し、わが国経済の一その伸展をはかるため、政府は、さきに貿易の自由化を推進することを決定したのであります。これが、これに伴って、わが国における鉱業、特に金属鉱業等におきましては早急に抜本的な体質改善を行なう必要に迫られております。しかもその過程において鉱山の縮小、休業等によりかなりの離職者が発生しており、このため、政府としては従来とも各般の施策を講じて参ったのであります。今後においても相当数の離職者の発生が見込まれております。自由化に伴う金属鉱業対策につきましては、さきの第四十回国会において決議がなされておりました。政府も鉱業審議会に對して自由化に對処する鉱業政策のあり方について諮問し、昨年

十月同審議会から中間答申をいただいたのであります。政府といたしましては、国会における決議及び鉱業審議会の答申を十分に尊重いたしまして、今後における金属鉱業等の健全な発展をはかるための諸施策を講じ、これによつて安定した雇用の確保に努めるとともに、金属鉱業等からの離職者に対しては、その諸事情が炭鉱離職者に類似しており、その再就職も困難な状況にあることにかんがみ、これら離職者に対する従来の施策をさらに一そう充実したものとすため特段の措置を講ずることとしたいたしました。

このため、職業紹介、職業訓練の体制を整備するほか、昨年末において、雇用促進事業団の業務の一部を拡充して、公共職業訓練を受けるこれら離職者に対して職業訓練手当のほか技能習得手当や別居手当を支給することとし、移転資金についても増額をいたしたのであります。今回さらに、雇用促進事業団の業務の特例として、これら金属鉱業等離職者に関する業務を一そう拡充して行なわせることとし、ここに雇用促進事業団法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

次に、その内容について概略御説明申し上げます。雇用促進事業団の行なう業務の特例として、新たに、公共職業安定所の紹介により一定の要件を具備した金属鉱業等離職者を雇い入れる事業主に対して、雇用奨励金及び労働者住宅確保奨励金を支給することとし、これらの業務の実施について必要な規定を整備いたしましたのであります。なお、このような事業団の業務は、金属鉱業等

において貿易自由化に對処する態勢の整備等の事情を勘案し、この法律の施行後二年間に限り行なうものとし、これに伴つて必要な経過規定を設けております。

以上のはか、本改正法案の附則におきまして、かかる業務の特例に関する規定は本年四月一日から施行することとしたしております。

○秋田委員長 なお、本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○秋田委員長 労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

○小林(進)委員 きよは、労働大臣の所信表明に關しまして、わが党では大原君と吉村君が御質問を申し上げる順序になっておりましたが、一切の資料を整えておいたのであります。公務やいろいろの用事でまだここへ参つておりません。両君が参ります間のつなぎまで、若干の質問を行ないたいと思ふのであります。

私の本会議場における代表質問に對しまして、総理大臣から、ILOの批准の問題について、この通常国会中行ないたいという御答弁がございました。労働大臣からも、その総理の御答弁を受けて、総理の答弁の通りであります。こういう御答弁を得たわけであり、その後、その問題が一体どう具

体的に進んでいるのかということ、私どもは昼夜の分かちなく耳をそばだてて事の成功を祈つていたわけであり、一進一退でどうも同じところばかり堂々めぐりを受けているようで、ばかりかしい感じを受けているのであります。ところが、今朝の新聞によりますと、ジュネーブにおきまして今月十九日から結社の自由委員会が開かれる。そこで当然、わが日本におけるILO八十七号の批准問題が取り扱われるという順序になっておるのであります。これを受けて外務省では、先般その報告を兼ねて帰朝いたしておりました青木大使が、急遽ジュネーブに帰られたようであります。帰られるからには、わが政府のこれに対する確固たる一つの方針というものも、あるいは自由委員会、あるいは次の三月五日でありますか、開かれる理事会等々に對する方針や回答はちゃんと持つていかれたものと私は判断をいたしておるのであります。一体どういう回答とどういう方針を持つていかれたのか、これは外務省の責任者のおいでを待って、支障ない程度に一つ尋ねておきたいと思ふのであります。

あわせて、労働省の方も工藤審議官が現在ジュネーブにおられますが、工藤審議官は十八、十九両日、結社の自由委員会が日本のILO八十七号批准問題を審議するに對して、対日強硬勧告を避けるため関係筋に国内事情などを説明する予定である、こういうふうな報道をせられておるのであります。出先の工藤審議官が説明をせられるについては、やはり相当大臣から具体的な回答内容、方針等も指示を受けて、そ

の上に行動をせられると思ふのであります。授けられているのか、支障のない程度に大臣から承りたい。これは大臣がいられるのに、今の基準局長の大島君にお伺いするのもおかしいのであります。大島君も、かつては工藤君の前任者としてILO問題では非常に努力をされておるのでありますから、一つ支障のない程度に御回答を伺いたいと思ふのであります。私はこういう人間が柔和なものでありますから、なかなか質問をいたしますけれども、心中は烈々たるものであります。これは実に国家の運命にも関するやうな国際的重大問題でございますので、一つ誠実に満ちた大臣の御答弁を承りたい。

○大橋国務大臣 仰せのごとく、先般青木大使が諸般の打ち合わせのために帰国いたしております。その際、ILO条約の問題につきまして、労働省にも打ち合わせに参りました。その際にもいろいろ申したことであり、また、工藤審議官が先般出発いたしましたも打ち合わせをいたしましたのであります。ILOの問題につきましては、従来からの経過を、一応詳細に説明をいたしておいたわけであります。御承知の通り、ILO関係の法律案は、従来数回にわたつて国会に提出になったのでございますが、いずれの回におきましても、衆議院において委員会付託も行なわれずに審議終了になっておる状況でございます。その間の詳細な事情を十分に説明するように申しておいたのであります。なお、これと並行いたしまして、国会の各政党の間で、この

問題をいかに処理すべきかということ
中ではいろいろ打ち合わせが進行
の進行状況につきましても、私ども
の漏れ聞いている範囲でこれを説明し
たしまして、これらの事情から見まし
て、政府といたしましては、今国会に
おいてはぜひこの案件を成立にこぎつ
けたいという考えを持っておられるとい
うこと、そうしてそのためには、政府と
いたしましてはたまたま法案の調整中
であるが、おそくも今月中あるいは来
月早々には衆議院に提出をいたしまし
たいということ、さらに提出後におきま
しては、各政党間のいろいろな打ち合
わせが今なお進行中でございますか
ら、それによつては、多少政府案につ
いて修正が行なわれるかもしれない。
しかし、いずれにしても、政府として
はこの機会をはずさず、ぜひ批准にま
でこぎつけたいというかたい決心であ
るといふこと、このことをよく先方に
説明するように申しておいた次第でこ
ざいます。

府に勧告をされているのであります。
(発言する者あり)ちよつとうるさいよ
うですが、こういう人は、ILOに関
する野党の真意を理解する能力がない
から、こういう無責任な放言をされる
のでありますけれども、われわれ野党
の方は、ILO八十七号を早急に批准
すべきであるというところは、繰り返し
繰り返して政府に申し上げておるのであ
ります。そういう共通の場を見出しな
がら、なぜ一体今までできなかった
か。絶対に私どもは反対した覚えがな
い。それはILOを批准するのに必要
な法律の改正さえおやりになればよろ
しい。それに限るべきものを、政府
は、その必要な法律の改正に便乗し
て、ILO批准に関係のない、国際的
に関係のないものも法律の改正を
一挙におやりにならうとすると、こ
ろに、二年、三年、四年と、じんぜん日
を重ねて今日に至つた理由があるわけ
であります。その問題はあとにいたしま
しても、事態は三月五日にILOの理
事会の本会議が開かれるわけだ。そこ
までに、労働大臣も、去る四十二臨時
国会のときに、ILOは次の通常国会に
必ず提出するといふことを言われてお
りますから、昨年度から今度の国会に
政府がILOを提出されることは、回
際的にすべてが了承しておられること
であります。それが、もはや日本の国会の
半ばを過ぎた三月五日になつても、な
お国会にこれが出ないといふことにな
れば、ジュネーブにおけるILOの重
大宣言といふものが、事情調査何とか
という項目が発動せられて、モリ労働
代表等が論じているような形で日本に
調査団が来る、そういうようなことに
なりかねない。まことに国際的な不名

譽であり、信頼を失墜するような問題
を惹起するおそれもございますので、
いま一度大臣にお伺いたしたいのであ
ります。ほんとうに三月の理事會が
開かれる前に、このILO批准に関す
る問題を国会に提出する準備と心がま
えがおりなのかどうか、承つておき
たいと思つております。

○大橋国務大臣 三月五日にILOの
理事會が予定をされておりますが、政
府といたしましては、必ずそれ以前に
提案をいたす考えでありまして、目下
準備もそれを目途として進めておりま
す。

○小林進委員 お話の通りに、政
府間で話が進められているようでござ
いますから、ここでもまたあまり大臣を深
追いたしまして、むしろ聞いて問題
を、前向きな姿勢をうしろ向きに変え
るようなことであつてはいけませんの
で、私どもその点は慎重にかまえて質
問をいたしておるつもりであります。け
れども、大体私は、今ILOを批准す
るために改正をしなければならぬ直
接の關係法案は公労法第四、五、六、七、
八の五項、これだけを改
正すれば、直ちにこれは批准ができ
て、国際上における日本の信頼をその
まま回復できるのであります。なぜそ
れだけの法律の改正を、そう手間取
つておいてはなつていないのか、それが私
は不思議だまらぬ。あとはILO
批准に關係のない法案なんです。だか
ら、それはすべて一般の法律がこ
うやって各委員会に付託になるように、
国内法は国内法でいつの機会でもお出
しになつて、政府は多数をお持ちに
なつていまして、お氣に召すま

に改正をおやりになればよろしいので
あつて、それを何で一体ILOの批准
にひつかけて、共同、同一の期限にお
いてその改正を行なわなければならない
か、という心情が、私にはわからない。
大臣のいつ明快な、私どもが納得し得
るような御答弁をお願いいたしたいと
思つております。

○大橋国務大臣 問題は公労法並びに
地公労法が、ILO条約の批准と同時に
になつて必要となるかという点であらう
と思つて、ILO条約の趣旨であ
ります。結社の自由、また労働の相互不
介入、こういう趣旨を達成いたします
上からいって、この二つの法案の改正
が同時に進められることが適當であ
る、こう政府といたしましては考
えておるわけでございます。

○小林進委員 三月五日に間に合う
ように關係法案の提出をして、国会の
審議にまかしたいという大臣の決意を
承つたのでありますから、これ以上問
題を掘り下げることはやめて、労働省
關係はこれで終わることにはいたしま
しても、ただ、特にここで私が承つてお
きたいことは、それは私もここで承る
範囲で、政党内の話し合ひであります
が、關係責任の大臣が、それも漏れ承
る範囲であります。ただその話の過
程において、今の国鉄の労働組合のあ
り方です。私は第二組合とか第一
三組合等をつつて、働いておる同じ
企業の中における労働者に差別をつけ
て、そしてその労働者間の対立
を激化せしめるような形が行なわれて
おるといふようなこと、これは
きょうだけではありません。私は、三
十三年から無慮五年間、国鉄当局に、
そういうような不当労働行為があるいは

不当なる支配介入のあり方はやめなけ
ればならないじゃないかということ
強く言つてきたのであります。これに
対しまして、今の参議院議員で
が、亀井前労働局長、今の掘野局長に
も、繰り返して、そういうことに対する
労働省の見解を聞きながら、そういう形
が一日も早く改められることを祈つて
きたのでございますが、もしそういう
形があるとするれば、私は、あるとは
大臣には申し上げません。そういうよ
うな形があるとするれば、大臣は一体
これに対してどういふふうにお考えに
なつておるか、私はこのILOの批准
の問題に關係いたしまして、特にこの
問題に対して大臣の御意見を承つてお
きたいと思つております。

○大橋国務大臣 従来から国鉄当局
が、国労と第二組合の間において労働
者の差別待遇をいたしているのではな
いかということ、当委員会でもたび
たび問題になつたことがございます。
また、これに關係いたしまして、公労
委におきましても審理が行なわれたこ
ともあると承知いたしております。元
来、さうなことは、これは申すまで
もなく労働組合法による不当労働行為
でございますから、さうなことは断
じて許さるべきではないのでございま
して、これは是正につきましては、当
然公務委においてしかるべき裁定が行
なされるものと存するのでございま
す。もしそういうふうな事態がしばし
ばあるようございましてならば、労働
省といたしまして、政府の一機関
でございます。民間の企業とは違
いますので、またそういう立場から適
当な勧告をいたすことも十分に考へるべ
きだと存じます。いずれにしまして

も、さような不当労働行為はあつてはならないはずであるし、かりにあつたといつたならば、断じてこれは是正しなければならぬと考へます。

○小林進委員 たいま非常に大臣の明快な御答弁をいただきまして、これは私もまことに感謝にたえませぬ。こういうような公共企業体あるいは国関係の労働者に対する不当労働行為の問題について、おそろしく明快な御答弁をいただいたのは、これは歴代大臣の中で、大橋国務大臣が初めてじゃないかと思ひまして、非常に私も明快な御答弁ではつきりいたしました。一つわれわれの関係者にも大臣の今までの御答弁を伝えて、問題解決の方向へ私ども努力いたしたいと思ひます。いま一その問題の解決の方向へ、大臣も努力下されんことをお願い申し上げる次第であります。

○島本委員 今の不当労働行為につきまして、いろいろ小林委員が質問して答弁がございました。私は関連して、一、二点大臣に伺いたいと思ひます。それは、この間の日曜日の午後六時から放送討論会がありました。そして副幹事長でございます鈴木善幸さんが、自民党側から出ました。社会党側からは横山さんが出られ、それぞれ出て討論された。その中で大臣の意見として、交渉を煮詰めまして、十五日のように突発的にやるのではなくて煮詰めて、それで解決をはかればいいんだという御意見、これは表現は妥当だと思ひます。その通りです。ところが、いろいろ私どもの方で、これは困るのではないか、こういうふうに思われる点が一、二点あるわけがあります。この公

労委の場合には、ことに電電公社、専売国鉄の場合なんか、国労の場合を含めて、一括してこれを指導してゼロ回答を出されたのも、これは労働省であるというふうな風評が流れて私の耳に達しました。もしそうだといたしますと、これは、せつかく大臣が交渉を煮詰めてやれと言いながら、労働者の指導機関はそれに対してゼロ回答をせよということをやつておるとすると、これはちよつとゆゆしい問題じゃないかと思ひます。これはどういうことか、でございますか、はつきりしてもらいた

いと思ひます。

○大橋国務大臣 労働省が一括指導してゼロ回答をさせたという事実はございません。実は私の聞いております範囲では、今度の回答をするにつきまして、各公共企業体ではいろいろ意見があつたようでございます。それは、ある企業体では、ほんとうのゼロ回答をしたのだという強い意向が示されたようでございます。それに対して他の企業体においては、初任給についてはある程度考へたいという意向もあつたようでございまして、その初任給についてある程度のことを考へたいという意向を持つておる公共企業体で、大蔵省と交渉をいたしましたところ、ほかの方はゼロ回答でいくんだから、お前の方だけそういう回答を認めるわけにいかぬというふうなお話も多少あつたようでございます。それについて労働省の方へ御相談がございまして、何か大蔵省で自分たちの要望に耳を傾けてもらうように労働省からも口添えをしてくだらないかというところで、労働省も、労政当局としての立場から、この公共企業体の自主的な回答についての

考へ方でありまして初任給の手直しについて、そういう希望があればできるだけ認めてやつてほしいということをお蔵省に御相談した、こういう事実でございます。指導をいたしたいということではございません。

○島本委員 今回の場合に、特に具体的な例をあげますれば、アルコール専売で、当局は組合と団体交渉の席上、労働者からのさしがねであるし、これはやはり労働者から指導されたので、これ以上の答弁はできないということか、交渉が打ち切りになつたような経過を大臣は御存じでございませうか。もしこれがあつたとすると、今の言葉と逆に下部の方がそういうように動いておるということになります。こういう事実があらましたかありませぬか、経過を明確にしてみたいと思ひます。

○大橋国務大臣 アルコール専売でそういうことをもし言われたらいたしましたならば、それは事実の誤解に基づくものではないかと思ひます。ございまして、労働省が、こういう回答をして、あるいはこの程度で回答をとめておけというふうなことを指図する権限も能力もございませんし、また、その立場にもないわけでございます。ただ、それらの企業体が大蔵省に交渉をいたします場合において、なかなか大蔵省の方でも簡単にオーケーをくれな

い場合があるわけですので、そういう場合に、労働者に口添えをしてくれという御依頼を受ける場合がありまして、そういう場合に労働者の立場から口添えをいたしましたという事実は、これは先ほど申し上げました通りであるのであります。要するに、労働省の立場は、公共

企業体の要望を大蔵省に説明する場合の口添えであつて、公共企業体の回答を内容的に指導するというものではございません。

○島本委員 もしそうだとすると、ここではつきり確認しておきたいと思ひます。アルコール専売の団体交渉には、労働省としては、そういうふうな交渉当局に対する態度として、そういうふうな指導は全然しておらないというところをここで確認したいと思ひます。その通りでよろしうございませうか。

○大橋国務大臣 労働省といたしましては、アルコール専売ばかりでなく、どの企業体の交渉につきましても、内容的指導は一切いたしておりません。

○島本委員 それからも一つ。今度それはそれと逆な例を一つだけ申し上げてみたいと思ひます。それは国会で法案が通ると附帯決議がつくわけですが、その附帯決議に対しては、所管の大臣がそれぞれ所信の表明をするわけでございます。その場合には大が、いわゆる事業的な面とそれに伴う労働条件の問題とが、二つづつのが常習のようでございます。そこで三十五年の二月、三十四国会で、電信電話設備の拡充のための附帯決議、これがついたわけですが、その三項目に、「電信電話事業における労働条件の特異性にかんがみ、労働管理、特に給与、配置転換労働時間等につき、万般の合理的施策を行い、従業員の電信電話拡充計画完遂への協力をはかること。」という決議を行なつて、政府では、その通りやります。と

いうことを言つておるのです。この附帯決議は四項目ありますが、三つだけ

は全部やつてしまつて、この労働条件に関する部分だけはそのままにされておる。あげくの果てに、十七日には、東京—大阪間の即時化を管理者の手によつて、いわゆる組合との談判決裂、交渉決裂というところで一方的にやつておる。通信委員会ではやりませんとおつたことを、一方的にやつてしまつておるわけですが、それは結局、決議の労働条件に関する部分を完全に軽んじておるわけですが、通信委員会というあ

の公的な委員会が発言しておることを、完全にその裏をかいておるわけですが、国会の議事録にまではつきり残つておる尊重されなければならぬこの附帯決議の労働条件に関する部分は、全部これはそのままにされておることについて、労働大臣としては、これはまことに困つたことではないか、こういうふうなことをほうろつておいてなぜやらぬのだ、こういうふうに言つてやるのが、サービス機関の権威だ、こういう度であり、あなたの権威だ、こういうふうに思つておる。労働者に対するサービス機関は労働者ですから、その長であるあなたとしては、当然こういうふうなことを考へてやるべきではないか。ことにこれを無視されるようなことがあつた場合には、これは労働条件の方だけ無視するのはけしからぬ、こういうことを当然言つてやつておるべきだと思ひます。これが無視されておるのに、それをそのまま認めておるといふことは、労働大臣の権威に関する問題だと思ひますが、大臣はこの問題に対していかがお考へでございませうか。

○大橋国務大臣 個々の企業体の労働条件の決定というのは、労働省の権限

を、完全にその裏をかいておるわけ

を、完全にその裏をかいておるわけ

を、完全にその裏をかいておるわけ

を、完全にその裏をかいておるわけ

ではございませんので、労働省といたしましては、個々の企業体につきましても民間企業体と同じように、労働基準法その他労働の一般の基準については責任を持って処理しなければならぬと思ひます。しかし、それ以上の個々の問題は、これはその担当大臣の権限でおやりになることとございます。しかしながら、事が労働条件の問題になりますと、おそらくは関係の労働組合と担当の省との間の団体交渉問題になつてくる場合が多いだらうと思ひますが、先ほど申し上げましたごとく、

経営者側の大蔵省に対する希望についても行政面から口添えする場合もありませんので、現実にはそういう点について問題がありました場合、組合等の希望もありませんれば、十分にその内容を検討いたしましたして、理事者に対して適当にわれわれの意見も参考のために申し上げるといふようなことは、これはサービスとして十分考へ得るところだと思ひます。

○秋田委員長 小林さん今外務省の太田管理課長が来られましたから……

○小林委員 外務省の説明員がおいでになつたようでありまして、若干御質問を申し上げます。今まで日本へ報告が戻つておりました。青木大使も、いよいよILOの結社の自由委員会が十九日から開かれるというので、急遽帰つていかれました。そして、今日まで日本が再三再四の勧告を受けているにもかかわらず、八十七号の批准をしない、その

聞に報道せられておるわけですから、その青木大使に総理大臣ないし外務大臣が

与えられたILOの自由委員会における報告の内容を、支障のない程度に一つお聞かせ願ひたい、これが第一点であります。

○太田説明員 お答え申し上げます。青木大使を一時外務省に戻しましたのは、外務省といつたしましては、全くガットの問題で戻したのであります。ただ、ILOを主管いたしております大使でございますから、大使が戻つておる間に、それはいろいろILOのことについてもいたしましたのでございますけれども、主たる目的はガットでございます。それから今急遽帰りましたのも、きのうからガットの理事会が始まつておるの間に合うためだと私も聞いております。御承知のように、本日から結社の自由委員会があるはずであります、あれは日本は出られないのであります。第一、日本は結社の委員会の委員になつておりませんし、全然入れない委員会でございます。

それから特に青木大使に對しまして、外務大臣の方からかういふことを報告せよといふことを青木大使に言つたといふことはございませんが、御承知のようにILOに對しましては、結社の自由委員会の方の関係で、いろいろ政府の情報を随時出すといふことになつておりますので、そういう情報は出しておるのでございます。この情報は、ただいま先生の御承知のような情勢を説明しまして、これは新聞にも出ておるのでございますが、大体あの新聞が正確でございます。それで、今度の国会に出すのだといふことを総理も言われ、大橋大臣も言われ、そういう状態で今話し合ひを續けておる、それ

だけの事実を説明した文書は出しませんでした。ただし、これは青木大使が持つて参つたものではございませんで、別途ゼネバに送つたものでございます。

○小林委員 青木大使はジュネーブ帰任後次のように語つた。「政府は、与党と野党の話し合ひは、もういまま一歩といふところまで進んでおる。政府の今期国会への提出と審議に對する決意はかたく、たとひ話し合ひが最終的につかなくとも、三月のILO理事会までには提出されるものと信じている。今度の国会中には批准が実現できると見ておるのでILOに對しては自信を持つて臨む。かういふ談話を発表してゐるといふのであります。なお、別の項目には、今おっしゃるやうに、なるほど青木大使がその報告書類を持つていつたかどうかは、これは別にいたしました。ILO八十七号条約批准問題のその後の経過に關する報告文書を提出した。なるほどこれは外務省が、ILOの理事会ですか、結社の自由委員会ですか、どちらか知らないけれども、報告文書をお出しになつた。その報告文書について、あなたは御存じの通りとおっしゃいましたが、私は知りません。政府の公文書を私が知つてゐるわけはないじゃありませんか。それを支障のない程度でお聞かせ願ひたいと思ひます。

○太田説明員 その新聞のあとに、たしか報告はかういふ内容であるといふことが出ておつたかと存じます。私は、朝ちよつと見て、出ておる新聞がございましたので、それを先生お説みになつていらつしやるかと思つたのでございます。大体それに間違ひはない、その通りを申し上げたのでござい

ます。その内容はただいま申し上げましたが、ここに原文を持つておらないのでございますが、総理も労働大臣も、ILOは今度の国会に出すのだといふことを国会その他で言つておられる、今その提出の目標で、いろいろ与野党間の話し合ひを續けておるやうな状態である、そういうことを報告した文書でございます。

○小林委員 先ほどからの御答弁をお聞きしておるながら、この八十七号の批准問題については、外務省と労働省との間に、若干問題の取り方のウエートの置き方が違つてゐるのではないかと感じを受けた。そこで、あなたに聞いたところでは、どうもありませんが、われわれ国民の側からすれば、総理大臣が今度の国会でも外交問題についての施政方針をおやりになつた。何か去年の十月あたり外国を回つて、日本の経済も復興成長したし、國際的な信用も非常に伸びた。そういうことを言つておられるが、その裏側をなしてゐるかうしたILOの理事会関係等から日本が強く非難を受け、世界の労働階級からも非難を受けてゐる。私は、労働大臣がいま少しおいでになれば、労働大臣にもお聞きしたかたのでありますけれども、現在アメリカが日本の綿製品等を規制しようとしておる。業者を初め大臣、外務大臣も、若干新聞で拝見したところでは、強硬にアメリカをなじるやうな態勢を示しておられるやうでありますけれども、私は、ああいう問題の底にも、やはり日本の低賃金やら、あわせてILOを批准しなかつたといふ日本政府のあり方等が、私は間接的に、そこら辺まで問題が波及してゐるのではないかと

いふふうにも考へてゐるのであります。外務省の立場で、日本が数年の間あれほど強い勧告を受けながらも、なおかつILOの八十七号を批准しなかつたことによつて失つた信用といふものは、一体どれくらいのものか。これはしかし、まずではかるわけにもいけませんけれども、日本の経済の伸長が世界の信用を回復した、そのうらほらに於いて日本が非難を受けたことによつて失つた信用も、私は非常に大きいのではないかと思ひます。そういう面の統計、あるいは統計でなくとも何か資料があつたら、一つお聞かせを願ひたいと思ひます。あるいは実際に何ら影響はない、ILO八十七号を批准しないことによつて、ますます日本の信用は回復したとおっしゃるならば、回復したといふふうに一つお答えを願ひたいと思ひます。

○太田説明員 非常にむずかしい御質問でございます。確かに先生御指摘のように、外務省の上の地位にない者といつたしまして、かういふことをお答えするのはどうかと思ひますけれども、私の存じております限り、特にこれがために、たとえば貿易やその他のことに響くんじゃないか、そういうことは現われてないといふことは、私断言できると思ひます。でございますけれども、私も外務省のILOを所掌いたしております者といつたしまして、かういふ勧告がございまして、批准をされておらないのは、確かに遺憾に存じます。そういう事態が是正されるのを希望するのは、私も希望いたし

で、そちらの方にお尋ねいただけたり
と思うのでございます。

○小林(進)委員 賃金問題をあなたと
議論するのはやめますよ。やめますけ
れども、私も一昨年、ずっとアメリカ
力を振り出しにぐるると回ってき
た。大使館から公使館から領事館か
ら。出れば外務省の書記生まで一緒に
なって歩いたけれども、今の賃金で
けつこうでございまして、一人も
言わなかつた。全く低賃金で私ども
やつていけません、何とか賃金をめん
どうを見てもらいたい、あなたの同
僚、あなたの先輩、あなたの後輩はみ
んな言つた。あなたも家に帰つたら、
きつと奥さんの前では、日本の賃金は
安くてたまらぬ、生活は苦しいと言
いながら、こういう公式の場では日本は
低賃金じゃない、賃金は上昇している
とおっしゃる。そういう公私を区別す
るようなことを言っちゃいけません
よ。人間は変わらないんだから、あな
たがいかにうまいことを言つたつた
めだ。それならばあなたは、外務省の
役人が出先によつと内地にいよう
と、みな低賃金じゃありません、私
どもは今の賃金で満足でございませ
んと、りつぱに言えるように省内の意見
をまとめておきなさい。それなら私
もあなたの答弁に了承しますよ。しか
は、国自体から見ると、あなたの方
は非常に上層の賃金をもらつてい
る。ハイ、クラスなんだから、それで
めだ。私の聞きたいのは、賃金論争
じゃないのだ、そういう賃金を含めて
国際的な非難がまだ日本にあるとい
うことは、日本の労働行政全般が、ま
だ先進国並みにいていないという一
つ、裏づけじゃないか。だからILO八

十七号の労働者の権利が抑制されて
いるということと賃金が低賃金である
ということとは、これはやはり二つじや
ない、一本だ。日本は経済が成長した
あるいはWHO等における分担金が世
界の六六国並みだなんていうことで、
そういう国際的な分担金とか賦課金
とかいふものばかりは五大国、六大
国、七六国並みに大きくふつかけられ
て、そして政府自身がいい気持にな
つて、その反面にはこういうよう
な、いわゆる前近代的な労働行政があ
るじゃないか、賃金行政があるじやな
いか。だから貿易の面においても経済
の面においても、世界並みのおつき合
いはごめんこうむるといふ、こういう
空気があるんだらうと私は思う。だか
らILO八十七号を批准しないこと
は、貿易や経済に直接関係ありませ
んなんというの、あなたの狭い考え
です。みんな関係があるのです。賃金と
も不可分でありまして、日本の貿易に
も関係があるのです。しかし、あなた
は影響がないとおっしゃるなら、これ
は見解の相違ですから、これ以上私
は言つたつたつたつたつたつたつた

り国がきめた賃金だと思ふ。政府が関
係した賃金、それはやはり最低賃金で
すよ。最低賃金のない国はともかく、
ある国ならばやはりその国の最低賃
金、その国自体の最低賃金を比較す
べし。そういう意味において、日本
にもあなたがおつくりになった最低賃
金があるのだ、アメリカにもやはり州
々に最低賃金があるのですから、そ
ういふ国々の最低賃金と最低賃金をな
ぜ一体御比較にならなかつたのであり
ますか、その事情を一つお聞かせ願
いと思ひます。

○大島政府委員 最低賃金額の国際比
較というのは、非常に困難な問題だ
らうと思ひます。と申しますのは、各
国におきまして最低賃金の制度が成
立つておられます経済的、社会的背景も
違ひますし、それから最低賃金制度
そのもの成り立ち方、あるいは最低賃
金の表示の仕方、これらがもう各別
で各種各様でございまして、この金
額を直ちに比較するといふことは、非
常に困難なところであらうと思ひま
す。

○小林(進)委員 その最低賃金がそれ
ぞれの事情によつて違ふのだから比較
が困難だとおっしゃるならば、最低賃
金によらない、こういうあなたの方の賃
金の比較はさらに困難であると同
時に、あいまもこととして信頼に足り
ないものと思ひます。一体ど
ちらの方に正確さがあるのですか。

○大島政府委員 賃金水準の国際比較
も、また同じように非常に困難な問題
であらうと思ひます。ただいま一般的
に、賃金水準の国際比較ないし国際格
差として言われておりますのは、その
国における製造業の名目賃金の平均

金の国際比較、こういうことで、一般
的に賃金水準の国際比較ないし国際格
差が言われておるわけです。これも各
国の統計の取り方でかなり違ひます
から、従つて、各国における労働構成
あるいは産業構成、そういうものが非
常に異なつておるわけなのであります
が、ただ、厳密な意味での国際比較と
いうものは、最低賃金と同じく非常
に困難であると思ひます。一般的に今
用いられておられますのは、先生御承
知の通り単純な平均賃金の国際格差、こ
ういふ意味で用いられておるものと存
じておられます。

○小林(進)委員 ちよつと論点を
変へますが、例の最低賃金法に基づく賃
金の労働者を、二百五十万円までさ
しあたり伸ばしていきたいといふふう
に言つておられました。現在の実数は
どこら辺までいって、協定賃金によ
る内容はどんな具合になってお
りますか、お知らせを願ひたいと思
ひます。

○大島政府委員 現在、最低賃金法に
よる最低賃金がカバーされてお
る労働者が、この一月末現在で約百九
十三万人に上つておられます。この百九
十三万という数字は、大体日本の民間
労働者総数の約一〇〇%になります。中
小企業だけをとりまますと、大体一
八%に上るわけでありまして、現在決
定されておられます最低賃金の業種は、織
維産業、食料品産業あるいは製菓業、それ
から機械器具産業、こういう産業に
多数にできておられます。現在決定さ
れております最低賃金の金額は、三年前
から各種各様であります。最近でき
て参ります最低賃金の額は、大体三百
円から三百二十円くらいの見当の金額
でございまして、お尋ねの通り、最低
賃金がございまして結果、その金額
以下の労働者でそのために金額が約一
五%ないし二〇%の上昇を示して
いる、これが現状でございまして。

○小林(進)委員 最近締結せられて
おるのが三百円から三百二十円、カ
バーされておる人員が百九十三万人、
だいたいおぼえましたね。これは、あ
なたの方では目標に近づいておめ
たいことかも知れませんが、私ども
の方では目標に近づいておめたいこ
ともおもしろくない。いよいよ低賃
金に百九十三万人が縛りつけられて
おる、まことに同情にたえないとい
う見方をしなければならぬと思
ひます。それが、それにいたしました
も、百九十三万人の中で最低賃金に
縛られておるものが一億幾ら、最低
賃金の中の一番低い線と高い線、そ
れから平均の線をお示し願ひたい
と思ひます。

○大島政府委員 現在ござい
ます最低賃金制で、その中の金額の
最低と最高という御質問だらうと思
ひますが、最低につきましては、三年
前に法律が施行せられて、その後ご
ろにございまして最低賃金が大体二
百七、八十円くらいの見当だと思
ひます。それから最高については、特
殊な業種でありまして、一日六百円
程度、これが最高で、あらうと思
ひます。

○小林(進)委員 今の御答弁も
あまり確信のないような御答弁でござ
いまして、こういうものは三年前に締
結せられたものでありまして、やは
り労働者といはしましては、常時監督
を厳にして、絶えずこれを引き上げ
るようには思ひます。最高六百円、
これはまた特殊な一つの技能であ
りまして、

その平均もやはり常に見ていただいで、だんだん平均のレベルが上がるように指導していただかなければならぬと思います。

ところで、三百円といたしまして、一カ月二十五日働くとすれば七千五百円、そういう勘定になるわけでありまして、総理府でお出しになった労働力調査によれば、わが日本にはまだ年取十二万以下の労働者が実数にして五百九十九万人、比率にして二七・一%を占めておる。これは期末手当から超過勤務手当から、その他の臨時給も全部含まれておる。こういう労働者をも含めて、年取十二万円に満たざる者が五百九十九万人いる。また、自営業種の中でも年取十万円の者を見ると、実数にして三百五十四万人、比率にして三一・二%を占めている。こういうわけで、雇用労働者と、自営業種はあなたの管轄ではないにしても、年取十二万円以下の低所得階層が九百五十三万人を占めている、こういう数字が現われておるわけでありまして、これを一体お認めになりますか。これは認めざるを得ないと思えますけれども、あなたたちの国際水準における労働賃金の事情を述べられるときに、こういう数字をまとも正しく読んで、こういうふうい賃金事情なるものをお出しになったか、お聞かせを願いたいと思えます。

○大島政府委員 たいま御指摘になりました数字は、おそらく自営業種を含んだ数字だろうと思えます。それと雇用労働者につきましても御指摘の数字が出ております。統計は各種の雇用労働者の総体でありますので、その数字をそのまま日本における賃金構造と

して出すのはいかがかと思うわけでありまして、その中でやはり製造業なら製造業として、製造業における常時雇用者として掲げる方が、適当で正確な日本の賃金構造を示すものだろうと存じます。

ておる考え方じゃない、私はそう考えらる。だからやっぱり、ほんとうにあなた方が賃金の実態をとらえるならば、もろもろの業種、特にそういう安定した製造業とかサービス業とか——サービス業はそれよりは落ちますけれども、もつと下にいるそういう不安定な労働者、季節労働者あるいは日々雇用せられておるような、そういう労働者の実態もあわせてちゃんと把握して、そしてその中から平均賃金なり国際水準なりと比較する賃金も出してもらわなければいけないと思う。一体あなた方のお出しになった製業者の賃金はお幾らになるのですか。これは比較ばかり出ておりますが、数字で合わせたら幾らになるのか、ここにお出しになった日本の製業者の労働者の一カ月の賃金は。

○大島政府委員 たいま御指摘の統計の数字は、雇用労働者の賃金構造を示すものとして、直ちにその数字を用いますことはいかがかであろうかと思っております。たとえば私どもの方の個人別調査でありますとか賃金構造の基本調査、これによりまして製造業なら製造業の雇用労働者の賃金階級別の労働者構成というものがございまして、たとえばそういう数字でございまして、日本における賃金構造というものをほぼ正確に表示できるものじやないかと存じます。

○大宮説明員 日本の方に直しますと、昭和三十六年の平均で申し上げますと、製造業その他調査しました産業全部をひくるとなりました月平均が二万六千六百二十六円、そのうち製造業だけを取り出してみますと、二万四千二百八十六円でございます。

○小林(進)委員 その調査の仕方は、これはあなたたちの方が専門で、私どもの方はしろうとですから、これはどうもけんかにならない。けんかになりませんけれども、しろうとはしろうととして言えば、そういう製造業等に常用雇用の形で定着している労働者は、労働者の中でも非常に安定した、中間に位する労働者だ。けれども、日本の労働者はそればかりじゃない。雑役で働いておる者も労働者だ。失対事業で働いておる者も労働者だ。だからやっぱり労働賃金というからには、そういう安定をした製造業に携わっておる労働者だけとってきたら、それで日本の代表賃金のごとく取り上げて比較対象されることは、むしろ安きについて、日本の労働事情を正しく把握し

○小林(進)委員 今、私どもがこうやって、日本の全雇用労働者の中で一カ月一万円以下の労働者が五百九十九万人あって、それが総雇用労働者の二七・七%を占めておる、こういう数字を出しておるときに、あなたたちが労働者の国際水準の賃金を比較するときには、今も言うように、日本の労働者の平均賃金が二万六千六百二十六円だという、こういう数字で国際水準と日本の労働賃金を比較せられておる。こんな実情にそわない——これが平均ですか。そうして製造業だけの労働者の平均賃金が二万四千七百八十六円だとおっしゃる。しかも、三十六年六月に日本の労働者の平均賃金は二万六千六百二十六円だという、そういう基準で外国の賃金との比較をされたのでは、労働者は泣いても泣き切れません。一体この平均はどういうふうにお出しになったのですか。私が先ほど申しましたように、三十六年の四月には、少なくとも同じ日本人の三分の一は、いわゆる月収一万円以下、期末手当も入る、臨時収入も入れ、あるいは超過勤務手当までも入れて、一万円に満たざるものが三割もいる、それをも含めた平均賃金を出したところで、いかに私がいかがかといえ、日本の労働者の平均賃金が二万六千円ということ信じられない、これは変ですね。

○大宮説明員 先生御承知の通り、日本の賃金は、外国の賃金と比べまして、個人々々の間の賃金の差がかなり大きいのが特徴でございます。たとえば規模別の格差等が大きい、あるいは年令別の格差が非常に大きい、こういうのが特徴でございます。それらを賃金の二重構造といったようなことで呼ばれる場合が多いのでございます。それで、そのような賃金の二重構造が好ましくないというところは、これはだれも異存がないのではないかと思います。そういう低賃金のところをかなり数あるということは事実でございます。外国にもその点は正直に紹介をしてございまして、ただ、そういう低賃金のところは、できるだけ早く経済成長に伴って急速に改善していかなければならない。そのためには貿易を盛んにすることも一つでありますし、国内

○大宮説明員 先生御承知の通り、日本の賃金は、外国の賃金と比べまして、個人々々の間の賃金の差がかなり大きいのが特徴でございます。たとえば規模別の格差等が大きい、あるいは年令別の格差が非常に大きい、こういうのが特徴でございます。それらを賃金の二重構造といったようなことで呼ばれる場合が多いのでございます。それで、そのような賃金の二重構造が好ましくないというところは、これはだれも異存がないのではないかと思います。そういう低賃金のところをかなり数あるということは事実でございます。外国にもその点は正直に紹介をしてございまして、ただ、そういう低賃金のところは、できるだけ早く経済成長に伴って急速に改善していかなければならない。そのためには貿易を盛んにすることも一つでありますし、国内

を強化していかなければならない、こういうのが実情ではないかと思えます。従いまして、平均しますとかなり高くなりますが、その間、非常に高いものと低いものがあることは事実であります。

○小林(進)委員 いよいよ奇々怪々のお話を承ることになるのであります。それがお尋ねいたします。日本の平均賃金が、昭和三十六年六月で二万六千円何かであるということをお認めなさい、認めるが、同時にその時限において、日本の雇用労働者の約三分の一、二七・七%の労働者の賃金が一カ月一万円以下であったということもお認めになりませう。これは総理府の統計局が出した資料でありますから、これはお認めになると思えますが、いかがでございますか。

○大宮説明員 二万六千六百二十六円と申しましたのは、三十六年の平均でございます。これは大した問題ではありませんが、それから三十六年における、どれくらい賃金をもらっているものがどんなふう分布しておるかというのを調べますと、確かに月当たり一万円未満のものが二七・八%あるの

○小林(進)委員 それで今度基準局長にお伺いするのであります。今もちょっと統計部長さんが言われたように、そういう年令別、規模別の賃金の格差があるのは現実の姿だ、いわゆる賃金の二重構造という好ましさからざる姿である、だからその格差を縮めるために努力をしておっしゃいました。これは基準局長、その答弁でよろし

○大宮説明員 先生御承知の通り、日本の賃金は、外国の賃金と比べまして、個人々々の間の賃金の差がかなり大きいのが特徴でございます。たとえば規模別の格差等が大きい、あるいは年令別の格差が非常に大きい、こういうのが特徴でございます。それらを賃金の二重構造といったようなことで呼ばれる場合が多いのでございます。それで、そのような賃金の二重構造が好ましくないというところは、これはだれも異存がないのではないかと思います。そういう低賃金のところをかなり数あるということは事実でございます。外国にもその点は正直に紹介をしてございまして、ただ、そういう低賃金のところは、できるだけ早く経済成長に伴って急速に改善していかなければならない。そのためには貿易を盛んにすることも一つでありますし、国内

○小林(進)委員 それで今度基準局長にお伺いするのであります。今もちょっと統計部長さんが言われたように、そういう年令別、規模別の賃金の格差があるのは現実の姿だ、いわゆる賃金の二重構造という好ましさからざる姿である、だからその格差を縮めるために努力をしておっしゃいました。これは基準局長、その答弁でよろし

うございますか。

○大島政府委員 たいま大官部長から御報告申し上げましたように、日本の賃金構造の特色は、確かに規模別格差、年令別格差があると存じます。この点につきまして、規模別格差につきましては、私も基準行政としては、中小企業の賃金並びに労働条件をできるだけ上げて参りたいという基本方針で努力をいたしております。また、現実には日本の賃金構造を見ましても、年々低い層の賃金労働者のパーセンテージは低下いたしております。また、年令別の賃金格差につきましても、これは賃金体系の問題でありまして、いわゆる年功序列型の賃金が現在問題になり、かつ職務給といったような問題が現在盛んに論じられております。ただこの問題は、各企業によって成り立ちなり、沿革なり、事情がいろいろ違ひまして、まだ研究の段階であります。大きな趣向をいたしましては、私どもとしましては、この方向へ動きつつある。また、私どもとしましては、この方向への御援助は申し上げたい、こういう気持ちでおります。

○小林(進)委員 そういふふうな賃金の二重構造が好ましくないから、それを努力するとおっしゃる、当面問題になるのが年功序列の賃金とおっしゃいますが、ほんとうにあなたのおっしゃるような意向が間違ひがないならば、私はこれを是正する道は、年功序列賃金ではなくて最低賃金法だと思つておる。これこそあなたの方の権力の及ぶ範囲なんだから、この点にこそ、こういう二重構造を是正するための第一番目の努力がなされなくてはならぬと思ふ。ところが、先ほどからお伺ひいた

しますと、ようやく賃金が上がつて最近是正をせられてきて、一日の日当が三百円から三百二十円とおっしゃいました。三百円なら一月働いて幾らになりますか。先ほど言ひましたように、二十五日働いたところで七千五百円にしかならないじゃありませんか。その七千五百円といういわゆる最低賃金を、あなたたちみずから承認をし、それを奨励しておる。確かに奨励をしておる。百九十三万から二百五十万に持つていこうというのだから、これは奨励です。そういう三百円や二百七十円の低賃金を、業者間協定なり、職権に基づき最低賃金なり、いろいろな形でふやそうふやそうとして努力をしておきながら、口の上では、その格差を好ましくないといふこと、話が非常に矛盾をしておるのではないかと。これくらい大きな矛盾はないか。これくらゐの調査部長の方では、昭和三十六年の六月においてしかり、日本の賃金の平均は二万六千円だといふ。二万六千円という平均賃金が出てくるにもかからず、同じ労働者の中で、基準局が、一月月の賃金が七千円から七千五百円という賃金の協定をつくるように一生懸命に奨励、督促をしておる。これは、矛盾といわざるを得ない。どうでございませうか、矛盾ではありませぬでしょうか。

○大島政府委員 最低賃金の現状につきましては、先ほど御報告申し上げた通りであります。今後この最低賃金制度をいかに運用していくか、この問題につきまして、現在三者構成の中央最低賃金審議会が御検討いたしておりまして、今週もまたそのための小委員会が開かれるわけでありませぬ。かねがね委員会で小林先生から、最低賃金の問題について、いろいろ御研究の結果を私どもにお教えをいただいた。いろいろお教えをいただきました。こういった御意向につきましては、私から逐一中央最低賃金審議会の小委員会での先生の御意向等も御報告いたしました。今後の最低賃金制の運用の基本方針を御検討願ひたいと思つておるわけでありませぬ。もちろん平均賃金と最低賃金の違いはございます。しかし、今後とも私も最低賃金制の運用を通じて、できるだけその規模別格差の縮小をはかつて参るよう努力をいたしたいと思つております。

○小林(進)委員 基準局長が努力をしていられるその努力の跡は、私はこれを認めるにやぶさかなものではないのであります。同時に、日本は何といつても資本主義の国家でありますから、日本の政治、経済を支配しているものは独占資本、企業家でありませぬ。しかし、この独占資本というものは、基準局長御存じの通り、賃金に対しては常に抵抗する部類なんです。どんなに景気がよくなつても、もうけたから賃金をくれるなどということを言う階層じゃない。景気がよくなつても、もうけるほど、このもうけたときにこそ不景気に備へて利益の蓄積をしなければならぬから、労働者に再配分するのはごめんこうむるといって賃金の値上げに対しては徹底的に抵抗する。不景気になれば不景気で、いや不景気だから、こんなときに賃金値上げなんかやれるものじゃない。いかに春闘をやるうとも賃金を払わぬ。好況は好況、不況は不況それを理由にして、賃金は絶対払わないという本質を持つておる。これは資本の本質です。その本質を労働者といういわゆる労働者の側に立つ機関を設けて、国際的な視野や国内的な視野に立つて客観的に是正して、適当な賃金を払わなければならぬ。というのが、労働者の存在しておる理由です。基準局のある理由です。職業安定局のある理由です。これをやってくれなければ、労働者なんというものは要りませぬ。むしろあなた方がなれば、私は事の是非を明らかにして戦いやすい。総理大臣を前にして、どんでん賃上げ闘争もやるけれども、労働者という中間機関があるから、あなた方の窓を通さなければならぬ。その窓が賃上げをするがごとくせざるがごとく、労働者の味方であるがごとく味方であらざるがごとく、又エグな行動をしておられるので、せつなくわれわれの闘争が途中でぼけてしまふ。だからその意味において、あなたたちが、ほんとうにこういう賃金に対して公正な軍配を入れて、そういう資本の誤りを訂正しながら正しい行政をおやりになるといふ心がまえがないならば、私も、残念ながら労働者階級止運動でもやらなくちゃならぬ。そこは一つしつかりかまえてやっていたら、かなければならぬと思つておる。が、中央最低賃金審議会もあるならば、そこを一つ大いに活用していただきたい。それは資本が今の日本を支配しているのだから、私はそういう大きな抵抗の前であなたたちのやりぐらゐもわかります。やりぐらゐのことわかりませぬから、一から十までうまくやつてもらいたいというふうな現実に即さないような要求はいたしませんけれども、やはりできるだけ實際裏においても非難せられないような、そういう適当な賃金をきめてもらわなくちゃならぬと思ふ。

私は、なほ参考までに伺ひたいのであります。これは雇用の問題じゃないけれども、賃金をおきめになるときに、どういふ立場でおきめになるか知りませんが、人事院は、東京都における独身成年男子十八才程度の標準生計費というものを御出しております。それによりますと、昭和三十六年の四月で一月九千八百二十円を要するといつておられますが、三十七年の四月には一月九千六百十円を必要とする、これは人間が人間らしい生活をして生きるためにはこれだけのものが必要なのだということ、人事院が客観的に東京都に出した数字なんでありませぬ。少なくともあなたたちが最低賃金をおきめになるときに、人間が人間として生きるために、最低のくらはいは保障するといふ賃金をおきめになるのがほんとうじゃないかと私は思ふ。昭和三十七年の四月で、単身者にしてなおかつ一月九千六百十円要するならば、これだけの生活をするためにも、最低賃金はやはり一月四百円なければ生活ができないじゃありませんか。だから今あなたが三百円なり三百二十円の賃金をお認めになつておるといふことは、いわゆる単身者の成年の生活費を生計費以下で生きていけ、こうあなた腹の中で指示していられるものと解釈をしていいかどうか。どこかに間違ひがなくちゃいけないでしょう。昭和三十七年の四月で、一月九千六百十円なくちゃ生きていけないと人事院は数字

を出している。ところが、労働省の方は、ともかくそれに満たない、働きたがらも三百円か三百二十円の賃金で生きていらっしやいとあなたは命令している。一体どっちが正しいのです。私も判断に困ります。

○大島政府委員 ただいま御指摘の人事院の生計費の数字は、十八才の独身男子の東京における標準生計費であるかと思ひます。現在の最低賃金制におきましては、最低賃金をきめるにつきますしては、生計費の問題でありますとか、あるいは企業の払い能力でありますとか、あるいは類似の賃金水準でありますとか、各方面勘案の上きめる建前になっておりますし、さらに現在きまっております最賃は、大部分十五才の新制中学卒業生という形で実質的にきまっておりますのが多い。従つて、その十八才の東京における標準生計費と直ちにその金額を比較するものもなかなか困難なものがあつますが、御趣旨の点は、今後とも最低賃金審議会において十分御検討をお願いしたいと思います。

○小林(進)委員 おっしゃる通り、年令に若干開きがありますから、それはわかります。時間ももう十二時半を過ぎましたし、賃金問題はこれくらいにしておきたいと思ひますが、ただ、先ほどのお言葉の通り、中央最低賃金審議会に問題を提起して、何とか新しい構想を打ち出したいという考えを私は非常に期待しております。その点においてどうか今後大いに努力していただきまして、賃金は日本だけの問題じゃなく、先ほども言いますように国際的な問題でありますから、一つ国際的な非難に耐え得るような、正当な賃

金を早く打ち出してもらいたいということをお願いいたしました。賃金問題はこれくらいにしましよ。

次に、一、二分職安局長にお尋ねたいのでありますが、労働省は各市町村に職安をお持ちになっておりますが、この市町村における季節労働者の統計があるのかどうか、あつたら一つ資料をいただきたいと思ひます。私は時間がなくて、私の関係してある市町村を全部調べるわけにいきませんが、たつた一つの例として、新潟県の高田職安の安塚という小さな出張所の三十七年度の秋冬季節労働者を送り出した状況を、これは数字を見せていただきましたけれども、それによると男子が三千二百四十人、女子が四百十九人、合計三万六千五百五十九人、昨年の同期よりも七百七十人増となつてゐる、こういう状況です。もう私どもの郷里の新潟なんか、その通りで、どんな農村に行つても二軒に一軒は季節労働者が出てゐる。中には職安を通じて行く者もありましようし、縁故をたよつて行く者もありましようけれども、ほとんど農村はがらあきです。おじいちゃんとおばあちゃん、おかあちゃんの子供がゐるといふ状況であります。そして出て行った人たちが働く場所、この場所の資料があつたら私はお聞かせ願ひたいと思ひますが、大体一番大きな口が土工です。その次が木工かその下請、これが最高で千九十一人、それから酒造、いわゆる酒屋の酒造工が七百七人、雑役が二百二十一人、この雑役といふのは、もろもろのことをやつてゐる。パチンコ屋の玉洗ひまでこの雑役に入ります。それから採炭夫が二百十八人、店員が二百十六人、機械の雑工

が二百七人、荷扱手が百七十六人、ほかに色染だとか製本だとか一製本といつてもこれは本屋の荷づくり専門、それから練炭製造、それから静岡や暖かい地方におけるミカンつくりの農夫だとかそれから製めん、二十何種類に分かれてゐる、こういう状況であります。この諸君は、半年はこういう労働に従事してゐるのでありますから、この意味においてもこれは農林省の管轄に属するの、労働省の管轄に属するの、私は判断に迷つてゐる。収入の面からいひましても、現在の日本の農家の一戸平均の収入は大体四十万から四十一万でございますけれども、そのうちのいわゆる農業による収入は二十万前後、農業外収入、今のこのういものによる賃金が、今は二十万を突破してゐる。むしろ五〇%以上になつて、農業収入よりは農業外の収入がだんだんふえてゐるというのが、全国農民の所得の内容です。いわゆる生活を持しているその収入の面からいひても、農業以外の収入に依存してゐるし、それから一年間を通じての労働の量からいひても、農業に従事してゐる時間よりは、いわゆる季節労働という名のものと、農業外の、こういう他の職業による期日が、これももう五〇%、半々ぐらいになつてゐる。だから私はまず第一番としては、これは農民じゃないんじやないか、労働者じゃないか、だから当然労働省の管轄でこれを処置すべきものと私は考へるが、これは大臣の問題でしようけれども、おいでにならないから、局長一つ適当にお答えを願ひたいと思ひます。

○三治政府委員 季節労働の關係につきましては、私の方の職安関係ででき

る限りタッチしてゐるつもりでございます。資料も毎年準備いたしてございませうので、あとで御説明に上がりたいと思ひますが、ごく概略を申し上げますと、三十六年のわれわれの業務統計によりますと、季節的な労働的な労働のあつせん数が約十九万三千人程度になつてございませう。その中で一番多いのが、御説の通り建設関係の季節労働でございます。その次が農林漁業関係でございます。それから食品製造関係の、この三つにほとんど季節労働は集約されてございませう。それからこれにつきましては、農林省の方も最近農業調整会というものを補助金として持ちまして、これと各職安との連絡で、

できる限りこの季節労働につきまして調整する――調整と言つてちよつとおがましいわけでございますが、情報の交換をやつて、季節労働に關して方遺憾なきを期していきたいというふうにしてございませう。

それからなお、この關係につきましては、さらに最近になりまして公共事業その他建設關係の事業の發展に伴つてゐるの――あとで労働基準局長からお話があるかと思ひますが、労働の問題、就業場所のいわゆる労働基準の問題であります、それはさておきまして、この問題につきましては農林省の方とも今後ともよく連絡をとりまして、出かせぎに行く前にその労働条件、それから期間、そういうものも一応統一的に、いわゆる集団出かせぎと申しますか、集団的にやるようにいたしておきます。これにつきまして、農

林漁業の關係につきましては、大体使用者側が農協なんか入つておりますので、割合に労働条件が私の方では統一

化されてゐると思ひます。しかし、建設業關係につきましては、まだそこまでは至つておりませぬ。それから食品關係につきましては、これはもう大体工場管理で、そんなに特別な問題はな

のが現状でございませう。なお、農業収入と農外収入で、だんだん第二種農家が多くなる。これは出かせぎよりか、むしろわれわれの農林省との共同研究によりますれば、また諸統計によりますれば、在村、いわゆる農家にいながら農業はやらぬ、しかしながら、在村で就職をして賃金をかせぐ、いわゆるおあちゃん農家と申しますか、御主人なり、その家族の長男なり、次男なりが、いわゆる通常雇用として通勤して所得をかせぎ、出かせぎの關係の方は、その農閑期なり、または季節的に他へ出て働いて所得を持つて帰るというふうでございませう。圧倒的に農外収入の多いのは、いわゆるそういう兼業――そこに在村しながら毎日通勤しての賃金所得の増大、こういうふうにおわれわれは感じております。ただ出かせぎ關係の方は、季節的に東北あるいは山陰、または四

国と中国の關係にございませう、これは農村の非常に自然的な条件によつて、農業の内部においてもやはり労働力の需給調整は必要だ、そういう意味においても出かせぎはある程度必要だ、また事実そういうことは必ずしも管理よろしければ悪いことではない、それは自然条件によつて年間平常的に農作業がでかきないということからいっても、そういうことができることが必要じゃないかというふうにお考へておるわけでございます。

○大島政府委員

農村からの季節労働者が出ていきまず先の産業、これは今職安局長から御報告申し上げましたように約二十万人、この中で約四割は建設業に就業したおるようであり、この建設業の労働管理、これが一般産業に比べますと、まだまだ近代化の進みははかしくない面も多いのであります。私もいろいろ面も多いため、この建設業の労働管理の近代化は今後ともさらに力を注いでいきたいと思ひますし、なお、季節労働者の関係で特に私も関心を持って心配いたしております点は、一つは安全の問題であります。ふなれた労働者でございませので、従つて事故率はなほだ高い。この問題につきましては、建設業の産業災害防止については今後とも努力をいたしたい。もう一つの問題は、行き先の建設業が、ともすると零細の建設業が多いのでありますから、仕事を終つて帰りますときに、しばしば賃金不払いの問題が生ずるわけでありませ。こういつた点につきましては、出ていきまされた産業の所在します監督署と、それからその労働者が出て参ります農村の監督署、この辺で連絡をとりまして従来ともこの賃金不払いの問題の解決に当たつておりますが、今後ともよく注意をして参りたいと思ひます。

○小林進委員

時間もありませんから、これでやめますが、ただ、私が職安局長にお願いしておきたいのは、今もおっしゃる様に二十万というその二十万は、職安を通じての季節労働なんです。ところが、実際は、その職安を通じてないが、さっきも言うように、縁故とかいろいろな関係で出ていくも

のが何倍もありません。ありまするから、できればやはり、そういう季節労働の実態を、まだどこもつかんでいなくて、これは労働者がかんでもらわなければいけませんから、あなた方が町村長とか末端を通じてそういう実態をつかんでもらいたい。これはぜひお願いしたい。あなたのところじやないですか、どこですか、つかむところは何でもいから研究してもらつて、つかんでおいてもらわないとその不備問題は出てこない。これは今も基準局長が言われましたように、安全の問題だとか賃金不払いの問題等々おっしゃいましたけれども、そのほかに、われわれに言わせれば失業手当の問題、失業保険の問題、健康保険の問題、いろいろの問題が全部入つてくる。それがみなまだいがかんになつてゐる。言つては悪いが、いかげんになつておきますから、そういうものをきちつとしてもらいたい。農民というのは、百姓をしながらも、いわゆる資本主義の歯車から落とされて、だんだん格差をつけられて貧乏していく。今度は食えなくなつて季節労働で飛び出していったら、これもまた国の保護からみ出されて、今おっしゃるような一番弱い産業の一番どんで働いてゐるようなことでは、どつちへ回つても救われぬ。私も、こういうところへいまして本格的な行政の焦点を合わせてもらわなければならぬ。その合わせるためには、実態の数字をつかんでもらわなければ何にもなりません。職安を通じての二十万の数字はありがたくちようだいしますから、それ以外の数字もできるだけつかんでいただきたい。そうして抜本的な対策を講

じていただきたい。

○大原委員

関連して。小林委員から賃金問題で非常に有効な発言があつたわけですが、私も、最低賃金制についてどういふふうな日本においては考へてやるべきか、こういう問題について、これは次の機会に時間をいただいで徹底的にやりますが、きょうは関連質問ですから、この点を一点だけ職安局長にお尋ねしたいのです。先般、私は党の決定で広島に豪雪地の視察に参りました。広島とか、岡山とか、兵庫県とか、九州とか、今まで予期しなかつたところ、そういう備えのないところ豪雪を受けましたところにおける失業問題ですが、このことだけを一点質問したいと思ひます。つまりそういうところでは炭がまがこわれる、あるいは道路その他の日雇賃金がなくなる、農村では御承知のように五反、六反の百姓ではやつていけない、出かせぎに行く体制もない、あるいは行く先もない、自分の家も見なければならぬ、こういうことで非常に困つた失業者がたくさん発生いたしておるのであります。これは今までの豪雪常襲地帯とは違つた意味の、そういう問題があるわけでありませ。従つて、その問題は、先般も事務的に話をしましたけれども、そういうところの第一は季節を限つて失対を興して、そういう方針があるというふうな考へられるが、どういふふうな考へておるかというところが一つ、それからその場合に、豪雪に伴う失業者の失対の予算のワケ、支出を県にするかあるいは町村にするかという問題はどう考へるか、それから全国的に大体どういふ方針でこの問題と取組んでいるかという問題

と一緒に、予算上不足の点については大蔵省との間においても話し合ひをいたしておるかどうか、今までの既存のワケの中で操作いたしますと、いわば既得権を食うというふうな結果になりますけれども、それらの二、三の問題につきまして、職安局長のお考えを一つお伺ひしたい。

○三治政府委員

先日も御連絡いただきました。さつそく該当県に連絡いたしまして、いろいろ資料の提出を今命じてございませ。それで今度の豪雪に對しては、どういふふうな山間僻地で特別に生活に困られる方に対して、非常対策として期間を定めて失対をやる方針で今検討してございませ。なお、事業主体を県がやるか町村がやるかという問題については、これは現地の県の指導にまかしたいと思ひます。

○秋田委員長

本日はこの程度にとどめ、次回は明日二十日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

昭和三十八年二月二十二日印刷

昭和三十八年二月二十三日印刷

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局